

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

<b>予算特別委員会会議録（４）（令和４年２定）</b>			
日 時	令和４年 ６月２０日（月）	開 議	午後 １時００分
		閉 会	午後 ３時５５分
場 所	第 ２ 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	高橋（龍）委員長、須貝副委員長、横尾・酒井・秋元・松岩・ 佐々木・高野・山田各委員		
説 明 員	市長、副市長、病院局長、総務・財政・産業港湾・港湾担当・ 生活環境・こども未来・建設・病院局小樽市立病院事務各部長 ほか関係理事者 （教育長、水道局長、福祉保険・教育両部長、保健所長、消防長、 会計管理者、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、 農業委員会事務局長欠席）		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">書 記</div>			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、佐々木委員、山田委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。松田委員が横尾委員に、丸山委員が酒井委員に、高橋克幸委員が秋元委員に、中村吉宏委員が松岩委員に、中村誠吾委員が佐々木委員に、それぞれ交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより総括質疑に入ります。

なお、本日の順序は、共産党、公明党、自民党、立憲・市民連合の順といたします。

共産党。

---

○酒井委員

◎小樽市立病院について

私からは、市立病院について質問したいと思います。

私ごとになるのですが、3月23日に交通事故を引き起こしまして、その中で入院することになりました。関係者の皆様に心からおわびするとともに、救助していただいた、そして治療していただいた、消防の皆さん、そして、小樽市立病院の皆様に心からお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

ここでお伺いをしたいというふうにするのは、そのときに世話になっていたというか、看護していただいた看護師の方でありますけれども、この方が、急性・重症患者看護専門看護師ということが後で分かりました。本当に心強かったし、そのときに、なるほどなというふうになって思ったわけでありまして。

このように専門性の高い看護師、小樽市立病院ではどのようになっているのか。現在の人数と、それから5年前の人数について併せてお伺いをいたします。

○（病院）事務課長

本院の認定看護師についてであります。感染管理、がん化学療法や皮膚・排せつケアなどの認定看護師が9名在籍しております。また、先ほどありました、専門的な看護師も1名配置しております。

5年前との比較ですが、認定看護師の種別等の内訳は、変わっておりますが、総数では現在の9名と同じになっております。

○酒井委員

ところで、先ほど、急性・重症患者専門看護師の方の話をしましたけれども、そうした専門性の高い看護師、専門看護師と認定看護師、どのような役割を持っているのか御説明願えるでしょうか。

○（病院）事務課長

主なものとしては、感染管理の認定看護師について御説明したいと思います。

感染管理の認定看護師は、新型コロナウイルス感染症対応も行っておりますが、その他の感染症から、患者やその家族、院内で働く医療従事者を守るため、感染に関する情報収集と予防、早期発見を含めた対策の導入を多職種とともに行っております。

○酒井委員

これ一つとっても非常に重要な役割を担っていると思います。

ところで、小樽市立病院において、そうした専門性の高い看護師、充足しているのかというのが大きな問題だだと思います。といいますのも、そうした認定看護師でありましたけれども、募集をかけているという、そういった例もあったからであります。現在の状況についてお伺いいたします。

○（病院）事務課長

認定看護師については、専門的な治療を行う患者の看護にとって必要であることから、認定看護師の資格を取得している看護師の採用や、現在いる看護師を育成していくことが必要であると考えております。

○酒井委員

ということは、充足はされていないということだと思います。

先ほど育成していくことが大事だというお話がありました。現在、市立病院で行っている、そうした育成に向けた補助というものはどのようなことが行われているのかお伺いいたします。

○（病院）事務課長

認定看護師の資格取得の助成については、研修にかかる入学金や授業料、実習費の2分の1を助成しております。また、研修施設が道外で期間が長期にわたることから、研修先の住宅を病院が借り上げ、職員へ無償貸与するという行っております。

○酒井委員

しっかりやられていると思います。もし、これで足りないようなことがあれば、さらに、そうした補助なども行って、そうした院内における専門性の高い看護師育成もしっかりと行ってほしいと思います。

次にお伺いしたいのが、患者に選ばれる病院にしていく必要があるということでもあります。

ここで伺いたいのが、院内のWi-Fi環境であります。

以前は、セブンイレブンの前のところで、Wi-Fiが使えたのですが、現在はそれが使えないという状況になっているというふうに伺っております。現在の状況をお伺いいたします。

○（病院）事務課長

これまで、院内売店の無料Wi-Fiが利用できたことから、当院では独自に設置しておりませんでしたけれども、今年の3月31日でその無料Wi-Fiのサービスが終了したことから、現在、院内Wi-Fiの設置等に向けて、他病院の状況などを調査している段階であります。

○酒井委員

設置に向けてということで、期待したいと思います。

私は患者が病室全てで使えるのか、それともデイルームだけで使えるのか、それとも1か所だけで使えるのかという、いろいろなものがあると思いますけれども、自由に使えるようになるのがやはり患者サービスにとって非常に大きなものだと思います。

このようなWi-Fi設置に向けて、ネックとなってくるのは一体何なのかお示し願えるでしょうか。

○（病院）事務課長

入院患者にWi-Fiを提供する場合、どの場所で使用可能とするとか、また、同時に接続できる人数を何人までとするとか、また、使用時間はどうするかといった、運用面での検討が必要となってくるほか、セキュリティー面の問題や、当院のインターネット環境への影響、使用できる場所や人数により、コスト面で大きく異なりますので、運用面、費用面も含めて現在、検討に時間を要しているという段階であります。

○酒井委員

コスト面というお話が出ましたけれども、そうした金額はどのくらいを想定されるのか、ざっくりで構わないのでお示し願えますか。

○（病院）事務課長

今、答弁したとおり、状況によりまして、どこで使えるとか、それによってコストは大きく異なってくるものですから、一概に、幾らということはいえませんが、おおよそ1,000万円を超えるという場合もあるということでは想定しております。

## ○酒井委員

1,000万円を超える、大きな金額ですよ。ただ、既に導入されているオンライン面会であります。

私も入院したときに、利用したいなと思ったのですけれども、前もって予約が必要であるとか、少し使いづらいなと思ったのです。私の息子は、入院してからすぐ取り乱しまして、パパが死んでしまうかと言われて、これは困ったなという感じだったのですけれども、そのときにスマートフォンがありまして、スマートフォンでできますので、そのときに顔を見せて少し安心したというのがありました。やはり、オンライン面会だけではなくて、こうしたスマートフォンなども使って、面会ではないですけれども、自由にそういったことができるということはやはり大きなことだと思っております。

もちろんそういったスマートフォンを持っていない方もいますから、私はオンライン面会を引き続き続けるということも、大きなことだと思っておりますけれども、先ほど言ったWi-Fiをやはり使える形というのはやったほうがいいと思うのです。といいますのも、私は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を使えるというふうに思っているのです。この交付金を使ってオンライン面会をやりましたけれども、こうしたWi-Fi環境を整えるということも感染症対策にとって非常に有効だと思います。

やはり、そうしたことも含めて、選ばれる病院にどんどんしていくことが、私は大切ではないかと思うのですけれども、そのことを最後に伺って私の質問は終わります。

## ○（病院）事務部長

選ばれる病院ということで申し上げますと、我々は、医療機関ですので、医療の質の向上ということが、まずは最重要であるというふうに考えております。そうした意味では、先ほどお話にございました、認定看護師なども医療の質の向上につながる取組の一つというふうに考えております。

先ほどありました、院内のWi-Fiにつきましては、これまで医療機関ということでありまして、医療の提供をするのが第一でございましたので、あまりサービス業という認識というのが乏しかったところはございますが、今はサービス業だということを認識しながら、病院運営をしていかなければ、やはり委員のおっしゃるとおり、選ばれる病院にはなっていないというふうに考えております。そうした意味では、今回のWi-Fiなども、検討の一つというふうには考えております。

ただ、公的な医療機関という中では、入ってくるお金というのは、診療報酬という一定決まったものでございますので、その辺はやはりコスト面なども勘案しながら、どこまでの範囲でサービスを提供するか、その辺については院内でも議論してまいりたいというふうに考えております。

---

## ○高野委員

### ◎公共施設での無線LAN整備について

私からは、公共施設での公衆無線のWi-Fiについて伺いたいと思います。

市民の方から、市の施設はインターネット環境が整っていないくて、携帯のテザリング機能では途中でネット回線が途切れてしまうと。プロジェクターなどを借りてもネットがスムーズにつながらなければ、ネットを使っている講堂などに不安があるということも聞いたので、確認も含めて伺いたいと思います。

まず、市民会館などの市内公共施設で、市民が借りて利用できる建物の名前と、何か所あるのか、お知らせください。

## ○（総務）総務課長

市民の方が利用できる建物が幾つあるかということでございますが、市の公共施設、市民の方が利用するところは幾つもございますが、委員から、貸出しのできる場所というようなお話がございましたので、少し対象を特定する意味で、一般会計において部屋の貸出しを行い、使用料を徴収している施設ということで少し抽出させていた

いただきましたので御答弁申し上げます。

市民会館、公会堂、市民センター、銭函市民センター、いなきたコミュニティセンター、葬斎場、勤労青少年ホーム、勤労女性センター、おたる自然の村、観光物産プラザ、美術館、生涯学習プラザ、総合体育館、以上12施設となります。

**○高野委員**

今12施設とありました。その中で、Wi-Fiを使用できる施設というのはあるのですか。

それと、あれば何か所あるのかもお知らせください。

**○（総務）総務課長**

市の公共施設におきまして、市民の方などが利用するためにWi-Fiを設置しておりますのは、観光物産プラザの売店と多目的ギャラリー、それから、おたる自然の村。それから、先ほど部屋を貸すという意味のところでは、申し上げていなかったのですが、総合福祉センターが、一般の人も利用可能ということになりますので、その総合福祉センターを含めまして4か所。そのほかといたしましては、市立病院において、先ほど酒井委員の御質問にございました、オンライン面会のために設置しているという状況でございます。

**○高野委員**

かなり少ないのかと思いました。

それでは、市民センターや市民会館など、大きな会場では、せめてインターネットが接続できるような環境というのはないのか、その点を確認したいと思います。

**○（生活環境）小山主幹**

今年度、市民会館、市民センターのホールにつきましては、有線LANを設置するというところで、現在、建築住宅課と調整をしているところであります。

**○高野委員**

調整しているということで、実際にはまだ使えないという状況なのか、その点どうでしょうか。

**○（生活環境）小山主幹**

今月末に、建築住宅課の担当が現地に入りまして、その後、工期を決めるということで、今スケジュール調整をしているところであります。

**○高野委員**

それで、近年やはり携帯で情報をつかんだりとか、そういった状況に合わせて、公共無線LANサービスを提供している自治体も全国でも徐々に増えてきてはいます。設置しているところであれば、ホームページでWi-Fi設置している施設を一覧で見られるようにしたりということもやっているところです。

やはり先ほども言ったように、やはり公共施設を利用する際に、市民から部屋を貸出ししているところで、インターネット環境を整えてほしいといった、そういった問合せは実際あったのか、その辺どうでしょうか。

**○（総務）総務課長**

市民の方の声ということでございますが、それぞれの施設にわたる問題でございます。全ての施設を確認できたものではございませんが、先ほど確認いたしましたところ、市民会館、市民センター、いなきたコミュニティセンター、勤労青少年ホーム、勤労女性センター、あと生涯学習プラザ、これらの施設につきましては、施設を利用されるお客様、市民の方から、予約の際にお問合せがあったり、あるいは設置についての要望があったといったようなことで確認しております。

**○高野委員**

要望があったということでした。

今、町なかでも、お店とかでもそうですけれども、Wi-Fiなどの公衆無線LANサービスの提供が、当たり前にな

っているという状況がやはりあります。新型コロナウイルス感染症の影響もあってオンライン会議などでも当たり前の状況になっていて、公共施設全てというわけにもなかなか難しいのかと思うのですが、通信環境を整えていく必要があるのではないかと思いますので、その点いかがですか。

○（総務）総務課長

今、高野委員の御質問にもございましたように、コロナ禍以降オンライン会議も増えているといったような状況もございます。市民の方の利便性を考えますと、公共として整備する範囲はどこまでになるかといったような検討は必要ということもございますが、必要性としてはあるものと考えております。

○高野委員

以前、お聞きしたら、図書館もWi-Fi環境が整っていないという状況もお聞きしました。やはり市民の方が多く利用する施設というのは、利用者の利便性を向上する上でも、やはり必要なのではないかと思います。とはいっても、やはり建物の構造ですとか、予算ですとか、いろいろあるでしょうし、無線LANではなくても、有線の部分で、部屋の一部だけでも、やはり利用できるというようなことからでも始めたらいかがかと思うのですが、その点どうでしょうか。

○（総務）総務課長

無料で利用できる通信環境を整備するということは、市民の方、観光客の皆様の利便性が高まるといったようなことで認識はしてございますが、整備する施設をいかにするかという選定、あとは同時接続をする施設の規模。あるいはセキュリティーの問題など、いろいろ検討課題もございますので、今御質問にございました、有線との併用、Wi-Fiの使用可能な範囲なども含め検討してまいりたいと考えております。

○高野委員

ぜひお願いしたいと思います。室蘭市では、公共施設でモバイルルーターの貸出しサービスを行っているところもありますし、ほかの自治体の例もぜひ参考にしながら、ネット環境を整えるように前向きに、ぜひ進めていていただきたいと思います。その点、この質問で聞きたいと思います。

○（総務）総務課長

ただいま他都市の事例についても、御紹介いただきました。施設規模ですとか、あるいはセキュリティーの課題、先ほど申し上げましたが、当然、財政的な負担の問題ということもございますので、今御紹介いただきました、モバイルルーターでの利用というのも一つの手法ということで、併せて検討してまいりたいと考えております。

○高野委員

◎パートナーシップ制度について

次に、パートナーシップ制度について伺いたいと思います。

これまで、性的マイノリティーの方々の差別がないように、パートナーシップ制度導入に向けて伺ってまいりました。

改めて伺いたいと思うのですが、今年、道内でパートナーシップ制度を導入した自治体について、まずお知らせください。

○（生活環境）男女共同参画課長

今年に入って、パートナーシップ制度を導入した道内の自治体は、江別市が令和4年3月に、函館市と北見市が令和4年4月に制度を導入しております。

○高野委員

それでは全国で、今年新たに導入した自治体の数を押さえていければ、お知らせください。

○（生活環境）男女共同参画課長

今年に入ってから導入した自治体の正確な数は把握しておりませんが、令和4年1月4日現在の導入自治体数が

147で、4月1日には209となっております。

○高野委員

私が昨年第2回定例会で質問したときには100は超えていましたけれども、今は200を超えているということで、かなり全国的に導入している自治体が一気に増えたなと感じています。

それでは、道内で、導入に向けて動いている自治体の情報は把握しているのでしょうか。

○（生活環境）男女共同参画課長

道内で今、導入に向けて動いている自治体は、帯広市が今年の秋に導入を予定しております。また、室蘭市も導入に向けた検討を進めているという報道があります。

○高野委員

ほかのところでも、そういった動きがあるということでした。

市民への理解促進に、昨年から今年にかけて取り組んだことをお知らせください。

○（生活環境）男女共同参画課長

令和3年9月の広報おたるに、「多様な性の在り方への理解を」という記事を掲載し、理解促進を図りました。それと11月に実施した、男女共同参画に関する市民意識調査では、性的マイノリティーについての質問を設け、市民の皆様から御回答をいただきました。

また、今年の2月には、男女共同参画セミナーで、当事者の方をお招きして、「小樽で考えるLGBTQとその課題～ゲイ当事者との対話をつうじて」を開催する予定で作業を進めておりましたが、まん延防止等重点措置が発出されたため中止となりました。当事者の方々との交流に関しては、機会を改めて実施したいと思っております。

○高野委員

男女共同参画課の計画の中で、市民アンケートを実施されておりました。私も市民アンケートの意識調査を拝見いたしました。LGBTという言葉の認知度では、意味も知っているという市民が、全体の約74%となっており、性的マイノリティーが暮らしやすい社会にするため必要な施策に、パートナーシップ制度と回答している割合が、約50%というふうになっています。こうした結果からも、やはりこの間、何度も質問してきた中で意識啓発というお話がありましたけれども、今もうその段階ではないのではないかと思います。

本市として導入に向けて、もう検討するべきではないかと思うのですけれども、市長いかがでしょうか。

○（生活環境）男女共同参画課長

先ほど委員がおっしゃったとおりに、調査の結果、4分の3がLGBTを認知し、半数がパートナーシップ制度の導入というふうに回答しておりまして、一定程度の市民理解が進んでいると判断できることから、導入に向けて検討をしていきたいと考えております。

○高野委員

今月も、小樽プライドでパレードをやる予定になっていますし、市長の挨拶文も読ませていただきました。今、検討に向けて、考えていきたいということでしたけれども、本当にぜひ取り組んでいただきたいと思っておりますし、取り組んだところで、やはり意識啓発とか、それは今後もやっていかなければいけないかとは思いますが、少しでもこういった差別ですとか、そういったことにならないように、ぜひその一歩になればと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

◎マンガミュージアムの設立について

次の質問に移りたいと思います。

マンガミュージアムの設立についてなのですが、新聞報道で「ルパン三世」ですとか「鋼の錬金術師」などの人気作品を生み出した数多くの漫画家を輩出してきた北海道で、マンガミュージアムの設立の構想が上がっているという記事を見かけました。札幌市と、地元経済界に協力要請をしているということだったのですが、このマ

ンガミュージアムの構想の主な発起人の中に、小樽市出身の漫画家の山下和美さんも含まれています。

そこで伺うのですが、札幌市や経済界に協力を要請しているということなのですけれども、本市にもそういった要請はあったのか。ないとすれば何か情報はつかんでいるのか。その点についてお答えください。

○（総務）企画政策室島谷主幹

発起人の方から、小樽市に対しての協力の要請などはございません。

把握している情報としましては、高野委員が御紹介された、新聞記事のほかには把握しておりません。

○高野委員

把握していないということでした。

小樽市出身の漫画家は何人いるのか、その点についてはつかんでいますか。

○（総務）企画政策室島谷主幹

小樽市出身の漫画家につきましては、「聖樹のパン」の原作者、山花典之さん。それから、委員がおっしゃっておいりました、「天才柳沢教授の生活」の山下和美さんが、本市の出身であるということは承知しておりますが、正確にはつかんでおりません。

○高野委員

それでは北海道出身の漫画家は何人いるか、その点は分かればいいので、お知らせください。

○（総務）企画政策室島谷主幹

道内出身の漫画家につきましては、把握しておりません。

○高野委員

つかんでいないということだったのですけれども、やはり本当に多くの知られている方がいらっしゃると思うのですよね。例えば、「うしおととら」ですとか、「銀魂」、「機動警官パトレイバー」、「おたんこナース」とか、かなり有名な漫画家が北海道出身でいらっしゃいます。道内でマンガミュージアムができれば、メリットとして考えられる点をお知らせください。

○（産業港湾）観光振興室松本主幹

北海道内に、マンガミュージアムができた場合のメリットといたしましては、観光振興の面で、一般的に考えられることとしては誘客効果や滞在時間の延長、周辺の宿泊施設や飲食店、お土産店などにおける経済効果などが考えられます。

○高野委員

宿泊など、そういうこともありましたけれども、やはり今人気の漫画家ですとか、アニメ、展示会とか多くの人が訪れるぐらい人気となっています。海外からも、日本の文化の一つとして注目されていますが、しかし、北海道出身の漫画家が、あまり道民の中でも知られていないという状況もあります。東北地方から、九州・沖縄地方まで、全国には漫画、アニメミュージアムがありますが、道内ではまだないということで、そういったことから、こうしたミュージアムができることで、道内にゆかりある漫画家を知ることにつながったりですとか、新たな観光だったり、今後興味を持った方、子供たちが、漫画家を目指したりとか、そういういろいろな効果が私は生まれるのではないかと思うのですけれども、そういった点について、市としてどのように考えるのか伺います。

○（産業港湾）観光振興室松本主幹

少し繰り返してなってしまいますけれども、観光振興の面で申し上げますと、北海道におきましては、自然やアクティビティーのほか、文化体験なども重要であると認識しておりまして、北海道内にマンガミュージアムが設立された場合には、新たな魅力、コンテンツの創出につながるものと考えております。

○高野委員

いろいろな効果があるということだったと思います。実際に、建物の場所とか、具体的なことはまだまだ決まっ

ていませんけれども、今後、本市としても建設に向けて相談があれば、民間とも協力して応援するなど、こういったことを考えていただけないかと思うのですが、その点どうでしょうか。

○(総務) 企画政策室島谷主幹

今後、発起人の方から市に相談があった場合につきましては、施設の位置づけや目的なども確認の上、協力等の必要性を含めて検討してまいりたいと考えております。

○高野委員

ぜひお願いしたいと思います。小樽市出身の方ではなくても、小樽のまちが作品に使われている漫画は数多くあります。そういったことを考えて、本市にとってもやはりメリットがあるのではないかと思いますので、そういった話があれば、ぜひ協力してやっていただきたいと思います。

要望して、私の質問を終わりたいと思います。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

公明党に移します。

---

○横尾委員

◎安全運転管理について

まず、安全運転管理についてお伺いいたします。

以前の質問でもさせていただいていますが、確認の意味も込めて、またお聞かせ願いたいと思います。

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令が公布されまして、アルコール検知器による検査、アルコールチェックが10月から始まることになり、4月からは、目視などによって確認することなどが進んでいると思います。以前にも確認させていただきましたが、その当時の比較もありますので、小樽市の安全運転管理者の設置状況について、もう一度お聞かせください。

○(財政) 契約管財課長

安全運転管理者の設置されている事業所につきましては、市役所本庁舎、水道局、建設事業室、清掃事業所、消防、教育委員会で選任されております。

○横尾委員

以前は、教育委員会がまだなかったということで、きちんと設置されているなということを確認させていただきました。

それで、4月からアルコールチェックに取り組むことになっておりますけれども、小樽市での、現在のアルコールチェックの取組についてお聞かせください。

○(財政) 契約管財課長

本年4月1日からのアルコールチェックの方法につきましては、公用車の運転前後に原則車両管理責任者、これは所属長になりますが、対面で酒気を帯びていないか確認し、運転日誌等に記録するものとしてございます。

また時間外や休日など、対面での確認ができない場合には、電話などで運転者の声の調子等を確認し、運転日誌等に記録するものとしてございます。

○横尾委員

それでは、市の中で、4台以下の部署もあると思うのですが、こういったところには安全運転管理者の設

置というのではないと思うのですが、こちらの職員の取扱いはどのようになっていますか。

○（財政）契約管財課長

市役所本庁舎で届けをさせていただいているのですが、そちらの車両の台数には、選任の必要がない外局などの事業所の車両も含んでございますので、市全体でアルコールチェックを行っているということになります。

○横尾委員

運転前後ということですので、運転前後というのは具体的にどのようにやっているかというのを、もし把握していればお聞かせください。

○（財政）契約管財課長

基本的には、運転する前と戻ってきた後ということにはなっているのですが、1日に複数回、外に出たりする職場もございまして、職場によっては出勤時と退庁時ということの2回で確認している職場もございまして。

○横尾委員

それを安全運転管理者が確認しているということで確認させていただきたいのですが、それでよろしいですか。

○（財政）契約管財課長

基本的には、安全運転管理者が確認しているということなのですけれども、例えば市役所本庁舎等で台数が多い職場等もございまして、安全運転管理者または車両管理責任者が確認するというようにしてございます。

○横尾委員

それでは10月からのチェック体制について、どのようになっているのか、また検討しているのか、お聞かせください。

○（財政）契約管財課長

本年10月1日からの確認につきましては、アルコール検知器を用いて確認するというようになってございます。

市長部局分につきましては64台、既に確保済みであり、今後、企業会計分について別途発注予定でありまして、10月1日前に確保していただくようお願いしているところでございます。

確認方法につきましては、現在、内容についてはまだ検討させていただいているところなのですが、車両所管課には、原則アルコール検知器を設置する予定になってございますので、車両管理責任者が確認するものとし、契約管財課所管の集中管理車両につきましては、契約管財課で確認を行うという方向で検討しているところでございます。

○横尾委員

前にもお伝えしたとおり4月からアルコール検知器を使つてのアルコールチェックをしなかったのは、業者の人たちから検知器が間に合わないというような声があつて、そうなつたかと思うのですが、市長部局のほうは、もう用意されているということなのですが、企業会計のほうの準備は間に合うのでしょうか。

○（財政）契約管財課長

基本的には間に合うというふうに考えてございますが、万が一、納品の遅れ等がございましたら、今、市長部局で用意しているものを一時的に貸すなど、対応はさせていただきたいなというふうに考えてございます。

○横尾委員

10月からはしっかり体制を整えていくということで、確認させていただきました。

それで、アルコール検知器なのですが、いろいろな検知方式があると思うのですが、市長部局で採用しているものはどのようなものですか。

○（財政）契約管財課長

今回、用意させていただいたのは、息を吹きかけるタイプのものになってございます。

○横尾委員

息を吹きかけるタイプのものということ。

私たちがよく聞いていたのはストロー式だとか、そういったものをつけてやるということなのですけれども、息を吹きかける形であれば、この後、少し聞こうと思っていたのですが、感染症対策という部分では、非常に注意しなければならないのかと思っております。

以前の報道によっては、今年、アルコールチェッカーが原因と疑われるクラスターが発生したとの報道もありましたけれども、その辺の感染症対策については何か検討されていますか。

○（財政）契約管財課長

今、委員から御指摘がありました。まず検査の前に、手指のアルコール消毒をしてから検知器を使用し、使用後はアルコール検知器をアルカリ電解水など、アルコール成分を含まないもので消毒を行いたいと考えております。また、換気にも十分気をつけて行ってまいりたいと思っております。

○横尾委員

アルコールチェッカーですので、アルコールで拭くと反応してしまうという部分もあると思しますので、その辺は十分注意が必要なのかと思います。

それで、アルコールチェックをすることによって、契約管財課の職員の業務という部分では、かなり時間を取られてしまうのかと思うのですが、負担が多くなると思うのですが、実際いかがなものでしょうか。

○（財政）契約管財課長

当課の業務として、運転前後のアルコール検知器の使用及び運転日誌の整理等の業務が増えるのは間違いないと考えてございます。しかしながら、運用していく中で、アルコールチェックだけではなくて、車両の管理業務全般ということで、業務改善の視点からも対策を考えていければというふうに考えてございます。

○横尾委員

様々なメーカーから、アルコール検知器も販売されていますし、検査結果も自動で記録するものとか、システムと連携できるようなものがあると聞いていますので、人がやらなければならない部分、人ではなくてもできる部分、そういったものは、そういった業務改善の中で、いろいろなものを出していただいて、速やかに信頼を得なければならない公務員ですので、その辺は業務が増えますけれども、しっかり対策をしていただきたいと思っておりますので、10月1日からもしっかりと継続して続けていただきたいと思っております。

◎銭函小学校の放課後児童クラブについて

続きまして、銭函小学校の放課後児童クラブについてということで、この件は補正予算案の中でお聞きしましたけれども、今後のスケジュールについては、補正予算が可決されると8月から実施設計、地質調査が開始されると聞いております。

まず、実施設計とはどのような内容まで決めるものなのか、お聞かせください。

○（建設）建築住宅課長

実施設計では、最終的な建物の規模や間取りですとか、仕様などが決まります。

また、それに伴いまして、予算措置のための概算工事費や予定工期というものは決める予定でございます。

○横尾委員

気になるのが設備の内容なのですけれども、これは今言われた仕様の中に入ってくるものなのか、どのような設備の内容まで決めるものなのか、そこも聞かせてください。

○（こども未来）放課後児童課長

実施設計を行うためには、建物の主要構造、設備、そういったものを全てお示しする必要がありますので、現在、設備としましては、トイレの個数だとか、手洗い場が必要とか、流し台も必要です。児童の着替えが必要な場合の

更衣室が必要、あとエアコンの設置など、そういった要望をしているところです。

○横尾委員

今のは間取りの部分なのかと思うのですが、仕様の部分は、今のエアコンの部分になるのか、もう少し仕様の内容、設備の内容をお聞かせください。

○（こども未来）放課後児童課長

放課後児童クラブの運営指針だとかで示されております、児童がくつろげるための仕様として、床をどういうふうにするのかだとか、あと実際に運営するために、壁の素材をどういうふうにするのかとか、そういったものが運営指針の中で一定程度示されておりますが、実際に児童が使う現場の業務を担当しています支援員の声を聞きながら、そういった細かいところは、また今後、詰めていくような形になると思っております。

○横尾委員

実施設計では、そこまで決めるということではよろしかったでしょうか。

○（こども未来）放課後児童課長

実施設計のときには、こういったもの全てをそろえた形で、設計が始まるということになります。

○横尾委員

設備の基準でも、専用区画等は衛生及び安全が確保されたものでなければならないという部分の記載もありました。

やはり、今、新型コロナウイルス感染症を経験した中で、新築するとなると、この感染対策というものを新しく建てる建物の中でどういうふうにしていくのかというのが、すごく気になるところです。今までとは少し違ってくのかと、単純に思うのですが、感染予防対策でも、やはり清掃をしっかりしなければならない。その上で消毒もしなければならないというようなものがあります。

こういった中で、放課後児童クラブの施設設備について、感染症対策に関する基準みたいなものはあるのか、お聞かせください。

○（こども未来）放課後児童課長

放課後児童クラブ運営上の新型コロナウイルス感染症対策としての法律だとか、国で決められた基準というものはございませんが、令和2年3月に、「保育所等における新型コロナウイルスへの対応について」という厚生労働省の通知がありますので、こちらを参考にしながら、あとは先ほど御説明しました、運営指針に沿ったような形の中で、さらに感染症対策というのも行うと考えております。

○横尾委員

そして新築する場所なので、今の場所より少しずれることになって、グラウンドの下のほうに位置するのかと思いますが、グラウンドをよく利用していた私なので、グラウンドからの砂ぼこりが結構あって、今の場所以上にグラウンドに近くなるので、さらに窓の設置場所だとかによっても、すごく入ってくるのかと思います。先ほど言ったように、日常のほこりだとか、汚れをきれいにしておくことがクラブの設備として重要になるかと思うのですが、この辺の配慮は何か考えていらっしゃいますか。

○（こども未来）放課後児童課長

議員の御指摘のとおり、グラウンドの横に、のり面の下になりますけれども、そちらが設置を予定している場所になります。風の向きだとか、そういった場合によっては、土ぼこりということは考えられますので、今、窓を開けなくても換気ができるような施設の整備ということを考えております。

○横尾委員

いろいろあると思うのですが、やはり新型コロナウイルス感染症対策、様々な事業所もやってきましたけれども、やはり床材だとか備品など衛生環境を維持しやすい材質に変更するような事業所も多かったと。

そういったもので助成金を受けているような事業所も多かったと思います。

例えば、じゅうたんだったものを、クッションフロアにしたりだとかということで、清掃しやすくするようなものもありました。こういうのは、やはり現場でなければ分からないと思うのですが、先ほども支援員の方からの声もあったということで、毎日掃除する中で衛生の管理をしていかなければならない、そういった方の意見もしっかり聞いた上で、新型コロナウイルス感染症を経験した上での建築というものをしていただきたいと思うのですが、その辺の意見もしっかり反映させていただけるのでしょうか。お聞かせください。

**○（こども未来）放課後児童課長**

現場の支援員の意見は、もちろん酌んでいきたいと思っています。それと併せまして、児童がそこでくつろぐ快適な場所ということもありますので、そういったところをどういった形で運営していけるのかということも考えながら、どういう素材、仕様にするかということを決めたいと考えております。

**○横尾委員**

ちなみに、くつろぐというのはどのような状況になるのか、お聞かせください。

**○（こども未来）放課後児童課長**

児童によって様々ですけれども、床に座るだとか、あとはゲームをするときに子供同士集まるだとか、そういったときも現在は、ほとんどのクラブがカーペット仕様ということでしておりますが、感染症対策の衛生環境ということもございますので、そういった部分で子供たちが使いづらくないという部分も考慮しながら、考える必要があると考えています。

**○横尾委員**

様々な意見を聞きながら、本当にそこで寝そべてしまったりというのは避難所でも、段ボールベッドを使って、直接床に行かないようにしているなどというのはありますので、直接それが本当に感染対策になっていくのかというところもしっかり踏まえながら、検討していただきたいと思うのですけれども。

新築する公共施設に関しては、もう既に再編計画だとかもつくって、進めていますので、今後は、維持管理も想定した上で、例えば古くなった設備を更新するなどの維持管理ができないだとか、また今回のように、老朽化から安全確保ができないというふうになることはないと考えてよろしいでしょうか。

**○（こども未来）放課後児童課長**

今後も、適切な維持管理を行ってまいりたいと考えております。

**○横尾委員**

しっかりと現場の意見、やはり現場が一番、建物の状況だとか、そういったものも分かっていますし、子供の状況も分かっていますし、しっかりと声を聞いた上で進めていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

**○秋元委員**

**◎温室効果ガスの排出量実質ゼロを達成する取組について**

それでは、代表質問の中から、温室効果ガスの排出量実質ゼロを達成する取組についてに関連して質問させていただきたいと思います。

まずこれまで、小樽市としては、庁内また市民事業者向けに、様々な取組を行ってきたと認識しておりますけれども、市民事業者向けの、例えば「環境にやさしいエコ・アクション・プログラム」ですとか、「おたるエコガイド」というものを配布してきたと認識しております。この配布数につきましては、お答えいただきましたけれども、このような資料を配布するタイミングですとか、配布する場所についての何か工夫とか、そのようなものはありましたか。

○（生活環境）環境課長

ただいまの、エコ・アクション・プログラム、それからエコガイドの配布ということでございますが、昨年度、新型コロナウイルス感染症の関係がございまして、イベント等ができないような状況でございました。基本的には環境課で、事業者のボイラーの立入検査とか、冬場にかけて実施しておりますが、それを利用した形で配布させていただいたり、あと1階の別館案内のところで配布させていただいております。

ただ、コロナ禍前の平成30年度になりますと、例えば「CAN ART Festival」だとか、このときはまち育てふれあいトークとかございましたし、あと、クールチョイス環境セミナーとかもございましたので、そういった場を利用しまして配布をさせていただいております。

○秋元委員

それで、効果についても伺ったのですけれども、なかなか数字では示せないというようなお答えでした。今後とも啓発に努めたり、意識向上につなげていくということであったのですけれども、啓発ですとか意識向上の部分で、何かこれまでと違うような取組をする考えはあるのですか。

○（生活環境）環境課長

市長答弁でも申し上げておりますが、効果等なかなか数字等では、はっきり示すことは難しいと考えてございます。ただ、今回、第7次小樽市総合計画のアンケート指標の一つに、地球温暖化防止の一環として、省エネルギー対策に取り組んでいる市民の割合というのを、アンケート調査として取り入れてございます。これが基準値より増ということで、令和元年度が29.1%でございました。令和3年度につきましては29.2%とほぼ同数でございますが、これを一つの目安としていきたいというふうには考えてございます。

○秋元委員

以前も質問させていただいた際に、お話させていただいたのですけれども、これまで市内では様々な取組をされてきて、本当に効果を上げてきたのだなと感じておりまして、このゼロカーボンを目指す上で、小樽市としては一歩踏み込んだ形で宣言をしてほしいというお話もさせていただきました。その上で、市民ですとか、事業者の皆様にも、さらに協力をいただくということも必要になってくるのかと思うのですけれども、今、市民アンケート調査の結果のお話も伺いましたが、具体的になかなか数値的な部分では測れないということでした。私もいろいろと、ほかの自治体のことを調べさせていただきまして、大阪府吹田市で、転入転居のタイミングで経済行動学に基づくリーフレットを配布することで省エネ行動が促進されるかということについて検証を行ったということがありました。

これは結構、大阪府内のいろいろな自治体で同じ取組をされておまして、検証などについても結果が出ていたのですけれども、この検証結果について押さえていましたら、少し説明いただけますか。

○（生活環境）環境課長

吹田市の検証結果につきましては、ホームページで、少し見た内容ということになりますが、転入転居時の啓発による、省エネ行動促進効果の検証ということで、まとめのところになります。「転入・転居のタイミングを捉えたナッジを活用した啓発により、省エネ行動を効果的に促すことができると考えられる。」

三つほどチェックがありまして、「「引越」のタイミングは、エネルギー消費への関心が高まり、行動しやすいことが要因であると考えられる。省エネ行動の項目によっては、統計上の有意差が認められるものと認められないものがあつた。「LED照明に交換」、「宅配事業者のウェブサービスに登録」については、転入・転居者のほうが省エネ行動の実施率が高かつた。また、啓発以前で省エネ行動未実施のサンプルに限ると、統計上の有意差は認められなかつたものの、「LED照明の交換」、「おでかけ・通勤は電車・バスで」については、啓発リーフレットを配付した場合のほうが省エネ行動の実施率が高い傾向が見られた。」という形で、ホームページで確認してございます。

○秋元委員

そうなのですよ。一定程度効果があったというお話でありまして、小樽市でこれまで行ってきたものと何が違うのかということでもいろいろと調べていくと、私が議員になって初めてぐらいのときから環境問題に取り組まさせていただきまして、質問もしてまいりました。エコ・アクション・プログラムの話も、当時から質問をさせていただいたのですが、小樽市のリーフレットの中身では、何をすると、どれだけ削減できるかという内容が多かったと思うのですが、今回、吹田市が行動経済学を取り入れたリーフレットの配付の中身をよく見ますと、AとBをすることによって、例えばどちらのほうがお得かというような書き方だったのですよね。それが行動経済学だということなのだと思います。なるほどなというふうに思いまして、例えば、市の職員ですとか、市民の皆さん、事業所、また省エネの取組で、今後協力を得られるように、ぜひこのような行動経済学のような考え方を持ったリーフレットの中身にしてみたい、事業を行う上で、こういう考え方に基づいた事業を行っていく必要があるのではないかと思いますので、これについてはどのように考えますか。

○（生活環境）環境課長

吹田市の例につきましては、すみません、本日これを承知したような状況でございます。そういった市民の受入れやすさも含めまして、少し他都市の事例も研究しながら、考えながら、見ながら工夫できるかどうか研究してみたいと思っております。

○秋元委員

ぜひよろしく願います。市民の皆さんですとか、事業者の皆さんに、行動変容が起こることということが大事だということですので、ぜひそういう取組を勉強して、実施していただきたいと思っております。

次に、再生可能エネルギーについてなのですが、事務事業編では、既存施設への導入拡大との考えが示されているのですが、今後策定される区域施策編では、市域での導入も推進するという考えでいいのでしょうか。

○（生活環境）環境課長

小樽市域における、再生可能エネルギーの導入でございますが、これはゼロカーボンシティのときにも述べさせていただいております。生活環境及び自然環境の保全との調和を図りながら、取組を推進していきたいというふうに考えてございます。

○秋元委員

もし分かればなのですが、市民の方々の再エネの導入の状況というのは、市で何か押さえているものはあるのでしょうか。

○（生活環境）環境課長

風力発電とか大型の環境影響評価の手続がかかるものは事前相談が事業者から来るので、それは把握してございます。

ただ、太陽光発電につきましては、FITの一覧表で確認させてもらっています。FITの一覧表というのが20キロワット以上のものが一覧表として出てございます。そういったもので市内の普及状況は確認してございます。

○秋元委員

それで、現在、市域にある再生可能施設というのは、施設別で例えば太陽光ですとか、風力ですとか、そういう施設別でどのぐらいあるのかお答えいただけますか。

○（生活環境）環境課長

まず、太陽光発電事業につきましては、先ほど申し上げましたFITの一覧表がございまして、これにつきましては、運転開始しているものとしていないものと一つの表になってございますが、28件ございまして、28件で総出力が9,461キロワットということでございます。

風力発電につきましては、既に稼働しているものが陸上風力。銭函地区でございます。これが6,600キロワットの2基の事業と、あと海岸沿いに10基並んでいます。これが3万3,000キロワットでございます。

それと、もう事業をすることが確定していて、今進行中なのですけれども、石狩湾新港の港湾区域内が今14基、建設するというので報告を受けてございます。

それと、まだ環境影響評価の途中でございますが、小樽市と余市町の境界沿い、それから小樽市と赤井川村の境界沿い、これが2社、環境影響評価の手続を始めてございます。それと、石狩湾の一般海域の沖合になります。これは環境影響評価の手続だけでございますが、9社ほど手続を始めている状況でございます。

バイオマス発電につきましては、北しりべし廃棄物処理広域連合で1,990キロワットの施設がございます。そのほかに、まだ相談がきているだけというのが2件ほどございます。

#### ○秋元委員

そうなのですね。いろいろな再エネの施設があるかと思いますが、私も、少し再エネの建設の部分で相談を受けたりするのですが、現在計画中も含めて、結構あるのだなと率直に感じたのですけれども、WWFという環境保全団体がありまして、環境保全団体の方々の情報なども見ますと、地球温暖化による気候変動の影響が、危惧されて、現在世界で温暖化対策が進められていますけれども、この団体によりますと、地球温暖化がもたらす環境破壊と、再生可能エネルギーの導入による環境破壊があるのだということなのです。温暖化対策と、自然保護を両立する必要があると言っているのですけれども、実際、最近の気候変動で、様々な災害で環境に対しても影響はあるでしょうし、今、小樽市内で計画されている風力発電に伴う住民の皆さんの心配なども非常に感じられます。そこで率直に、私もいろいろと勉強させていただいたのですが、現在の技術で、環境破壊につながらない再エネというのはあるのでしょうか。

#### ○（生活環境）環境課長

ただいまの御質問につきましては、データのとか科学的な根拠に裏づけされているものは、私は目にしたことはないのですけれども、施設を建てるということになれば、必ずどこかに環境の負荷というものは生じるものというふうに認識してございます。

#### ○秋元委員

そうなのですね。再エネを導入するにしても、大なり小なり環境に影響があると。ただ、再エネを導入するに当たっては、やはり最小限の環境に対する影響を抑えなければならないと思うのですが、もう結論のところに行きますけれども、小樽市としては、来年7月ですか、区域施策編を策定すると思いますけれども、その中で、地球温暖化対策の推進に関する法律の中で、ポジティブゾーニングというのがポイントだというふうに言われていますが、ポジティブゾーニングの説明をしていただいて、小樽市として、その法律に基づいたゾーニングに対する考え方というのをお聞かせいただけますか。

#### ○（生活環境）環境課長

ポジティブゾーニングにつきましては、改正地球温暖化対策推進法という法律に基づくものでございまして、地方自治体が地域の再エネ導入量の目標を設定し、環境や環境保全の観点、社会的配慮なども考慮して、再エネを促進させる促進区域を設定し、事業者に対して適地への誘導を促す仕組みでございます。これにつきましては最近できた改正法ということでございまして、そういった地区の設定につきましては、地域の合意形成、そういったものが必要であり、また事業者の、これを地域に指定されました市町村が一括ワンストップ化できるだとか、いろいろ促進しやすいという側面はございますが、まだこれにつきましては協議会の設置だとか、地域の合意形成等がございまして、なかなかすぐに取りかかるということは難しいというふうに認識してございます。

#### ○秋元委員

終わりますけれども、市としては、促進区域についても検討をしていくということでもいいのでしょうか。

○（生活環境）環境課長

改正地球温暖化対策推進法に基づく促進区域というのは、まだ少しそこまでの段階には、市はないというふうに正直考えております。また、市域全体の計画、区域施策編をつくった中で、もう少しその方向性が見え、必要性が生じた段階で考えていきたいというふうには思っています。ただ、現時点では取り組むということまでは至っていないと考えてございます。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時08分

再開 午後2時35分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

自民党に移します。

---

○松岩委員

◎公共施設のオンライン予約とキャッシュレス化について

一般質問から、公共施設のオンライン予約とキャッシュレス化について質問します。

改めてですけれども、今回の一般質問の答弁で、オンライン予約とキャッシュレス決済については、市として取り組むという認識でお間違いないか確認します。

○（総務）デジタル推進室長

本会議で、市長ですとか総務部長から御答弁させていただいたとおり、前向きに検討していきたいと考えております。

○松岩委員

前向きに検討をお願いします。

オンライン予約とキャッシュレス決済の導入当初においては、既存システムの併用を妨げるつもりはないのですが、効率的効果的な運用、利用の視点からは、併用の期間が長期間になるということは望ましくないと考えますが、市の考えるオンライン予約やキャッシュレス決済の導入において対応が困難な方々とは、どのような人を指すのでしょうか。

○（総務）デジタル推進室長

これらシステムを使うためには、パソコンですとかスマートフォンが必要になりますので、これらの機器の操作に不安がある方、多くは高齢者の方々なのかと思っております。

○松岩委員

現在も全部電話で予約をするか、直接施設に行くということをしらない以外はパソコンを使うというのが必須になっていますので、そこに関しては同じかと思いますが、その困難な方々にも使い勝手のいいようなものにしていただきたいと思えます。

それから、オンライン予約とキャッシュレス決済を導入しないことによって、今のPDFを印刷してとか、ファクスしてなどということが逆にできないという状況にある人にとっては、不利益で、現在非常に利用しにくい公共施設の運用になっているということがありますが、それについてはどのように考えますか。

○（総務）デジタル推進室長

そのような方である一部の方々には、御不便をおかけしている部分があるものと考えております。

○松岩委員

あと、他都市の事例を参考にということなのですが、どこを参考にされるのかというのが非常に気になります。こういうデジタル化のことは、市が導入したいと手を挙げれば、いろいろな営業というか、お話がある。現に私が質問して、早速お話が個別に来ていまして、後日お伝えしますけれども、今後の参考というのはどのようにされる予定でしょうか。

○（総務）デジタル推進室長

まずは道内近くのまちでも導入している市町村がございますので、そちらは参考にしていきたいと思っております。事業者から既にいろいろなお問合せが来ているということなのですが、システムに関することは、事業者が教えてくれると思うのですが、実際それを施設側でどのように運用しているのか。そこまではシステムの事業者では分からないと思いますので、そこら辺を導入自治体に確認しながら、検討を進めていきたいと考えております。

○松岩委員

それから、オンライン予約とキャッシュレス決済の導入は、誰が、どのように行うのでしょうか。市で一括に行うのか、個別施設ごとかなどをお聞かせください。

○（総務）総務課長

オンライン予約とキャッシュレス決済、誰が、どのように行っていくのかと、市がこれをどのように導入に向けて推進体制として行っていくかといったようなことですが、最終的な導入の決定につきましては、それぞれの所管部署の判断ということになるかと思っております。今後、導入に向けた検討につきましては、総務部で各部署の状況を聞きながら、取りまとめて進めていくといった形になるかと考えております。

○松岩委員

施設によって使い方が違うとか、仕様が違うとなると、利用者が逆に不便になりますので、そこはある種共通なものができるのが望ましいと思います。

それから、施設によっては予約時に指定の時間までに施設に来させた上で抽せんを行っているというふうに行っているのですが、私は不勉強で知らなかったのですが、そもそも行けない人というのは不利益でしかなくて、これは何かすぐに改善すべきではないかと思うのですが、代表して生活環境部の施設でそういう不利益を被っているのを、私も聞いていますので、それ以外の施設に関しても同様の対応を求めますけれども、取り急ぎ生活環境部が所管する施設において抽せんの在り方について、今後どうされるかお聞かせください。

○（生活環境）小山主幹

今回の御質問につきましては、指定管理者にも確認させていただきました。施設によって異なりますけれども、例えば市民会館のホールなどは、利用日の1年前の月初めの1日。会議室は利用日の3か月または6か月。これは小樽市いなきたコミュニティセンターの場合なのですが、月初めの1日に利用の申込みの受付を開始しているところです。1日の申込み日は、各施設に来ていただきまして、抽せんを行っております。

なお、抽せん会につきましては、代表の方ではなくても、関係者の代理の方に来ていただいても可能というふうにはさせていただいております。1日の朝の抽せん会以降は、電話等でのお問合せに対応しておりまして、空きがあれば、予約受付の対応をさせていただいているのが今の実態でございます。

道内の他都市の市民会館のことなのですが、予約の際に、やはり小樽市と同様に、抽せん会を開催している施設があることは、私どもも把握しておりますが、委員がおっしゃったように、代理の方も抽せん会に来れない団体があるのか、各施設の抽せん会に対して、利用者の方から要望等があるのかということも、私どもから指定

管理者にも聞き取り調査をしていきたいと思いますが、今後のオンライン予約の導入と併せて、施設の受付に関する課題の一つとして、他市への聞き取り調査も併せて進めてまいりたいというふうに考えております。

**○松岩委員**

今日は時間がないので、深掘りはしませんが、御対応よろしく申し上げます。

それから、代表的な市内の公共施設におけるオンライン予約とキャッシュレス決済の導入に向けた諸課題、環境を整える方法などを、本市でどのように考えているかお聞かせください。

**○（総務）デジタル推進室長**

諸課題についてでございますけれども、施設によっていろいろ利用者が限定されるところもあると思いますので、オンラインで申込みをされた方が、該当するのかなどなのかということをご確認していくのか。従来の手続も残そうと考えておりますので、手続が複数できることによる、内部事務の整理ですとか、当然いろいろな施設がありますので、どのようなシステムがいいのだろうかというシステムの選定。また、システムを入れると経費がかかりますので、どの程度まで耐えられるのか、そんなところが今ぱっと浮かぶところではございますけれども、今後、検討を進めていく中で、またいろいろ課題が出てくるだろうと思います。

課題が出てくる中で、先ほど総務部取りまとめということで、総務課長から御答弁を差し上げましたけれども、当然その中で、関係部署による連携体制を取りながら、導入に向けたいろいろな課題の整理を行っていききたいと考えております。

**○松岩委員**

いずれにしても民間では、PDFをダウンロードして印刷して何とかというのは、逆にないというか、私も想像できなくて、市民感覚では、できて当たり前だろうというぐらいに思われていると思いますので、諸課題を早く整理して環境を整えていただきたいと思います。

それから、使用料については、合理的な理由による差異が認められるということですが、現在も平日と休日とか時間帯によって、料金の差があります。一方で、現在の予約方法や決済手段によって料金が高くなっていること。予約しにくくて、利用者に時間的・金銭的負担を強いているという側面があると、市民感覚では考えられるのですが、オンライン予約などで差を設けること自体が、不当な差別的な扱いというふうに本市では考えますか。

**○（総務）浅井主幹**

あくまでも、合理的な理由が成り立つ範囲であれば、オンライン予約などで差を設けること自体は、不当な差別的取扱いには当たらないと考えております。

ただ、本会議の市長答弁でも、引き合いに出させていただきましたが、手数料であれば、人的役務に対する反対給付と言われておりますので、文字どおり人の手数に対する料金ですので、オンライン化によって、職員の手間が減るのであれば、その分、手数料が減額されるのは理にかなうものでありまして、例えば、東京都渋谷区の戸籍証明交付手数料では、通常は450円のところオンライン手続では300円と、3割以上の減額率となっております。

一方使用料は、物的役務の利用に対する反対給付と言われますとおり、施設利用の対価ですので、その積算に当たっての考え方としては、人件費的な要素は含まれるものの、主たる要素は維持管理費など、施設にかかる費用と考えられます。したがって、予約や支払い面という従たる要素というべき部分において、手間が減るという点からすると、手数料と比べれば、その減額効果は薄くなると言わざるを得ませんので、仮に差を設けたとしても、多少の差にとどまるものと考えております。

**○松岩委員**

これも一般的な、民間ではよくある話なのですが、オンライン予約とキャッシュレス決済を促進させるために、人件費や他の効率化によって経費が浮いた分は、利用料に反映させるという考えがありますが、それを行政で本市が行う場合に、その点はどういうふうに考えられるかをお聞かせください。

○(財政) 小林主幹

施設使用料につきましては、基本的に道内主要都市の比較等により、設定をしておりますので、オンライン予約やキャッシュレス決済により効率化が図られた場合、その分だけ使用料を引き下げるといふことにはならないものと考えております。

また、オンライン予約やキャッシュレス決済の導入には、一定の費用がかかることから、コストの面から考えたときには、必ずしも定額な料金を設定しなければならないというものとは考えておりません。

○松岩委員

◎公共施設の科学的な新型コロナウイルス感染症対策について

次に質問が変わりまして、公共施設の科学的な新型コロナウイルス感染症対策についてなのですが、2点伺います。

1点目が、各公共施設における感染対策については、飲食の可否や消毒の方法など、全ての内容に保健所が関わっているかお聞かせください。

○(総務) 総務課長

各公共施設の感染対策についてでございますが、開館ですとか、閉館などの大きな方針につきましては、保健所の意見も踏まえ、業種別ガイドラインを基に、市の対策本部会議などで決定しておりますが、具体的な対応、それにつきましては各施設の所管部署において決定し、対応しているという状況でございます。

○松岩委員

代表的な公共施設に私が確認をしたところ、感染対策をした上で飲食を認めている施設と、一切認めていない施設というのがありました。施設によっては、お弁当を食べることができないなどの理由で、利用者から不満の声を直接いただいているところでございます。国が示す感染対策等を徹底した上で、コロナ禍以前に飲食ができる施設に関しては、できるような形の運用にしてもらいたいと思いますが、市としてどのように考えているかお聞かせください。

○(総務) 総務課長

幅広の施設にわたるものでございますので、各施設の状況を確認いたしましたので、私から答弁させていただきます。

これまで禁止をしていたという施設につきましては、市内の感染状況が一定程度を超えているという判断の下、それぞれの施設の判断で行っていたところでございますが、それぞれの施設の中で対応に差異があるといったような御指摘もございますので、今後につきましては、施設ごとの課題を整理して、国のルールを基本とした対応ができる方向で、検討を進めてまいりたいと考えております。

○松岩委員

そのルールの見直しはいつぐらいに変わりそうですか。調整にどのぐらい時間がかかりそうですか。

○(総務) 総務課長

今回の御質問で、我々としてもそういった状況を認識したところでございまして、先ほど申し上げましたように、それぞれの施設の状況を聞き取りしているということでございますので、私から明確な期間ということは申し上げることはできませんが、皆様には影響のある話ですので、早めに対応を進めてまいりたいと考えております。

○須貝委員

◎人口減少対策について

まず、人口減少対策ということで、お話をさせていただきます。

人口対策会議の資料を拝見しまして、その中で転入転出者のアンケートというのがございました。トータルでは

584名の方に御回答いただいています、まさにこれを宝の山だなと思っています。

それで今回、今までもよく出ている意見と、それから新しい意見があったように思うのですけれども、これについて少しお聞かせいただけますか。

**○（総務）企画政策室松尾主幹**

アンケート調査の特徴的な結果といたしましては、転入転出の理由としては、仕事上の理由が多く、転入の場合は、転勤などの会社都合、転出の場合は、就職や転職などのための自己都合が多い結果となりました。

また、小樽市に住んでよかった点については、転入転出ともに、バスや鉄道など、公共交通の利便性がよいこと。小樽市が住みにくいと思った点についても、バスや鉄道などの公共交通の利便性についての意見。次に、除雪と子供の遊び場、公園が少ないとの結果になっております。

また、いただいた多くのコメントについては、匿名でのアンケート調査のため、個別のフォローは行っておりませんが、今後の市全体の施策に反映させるため、庁内の人口対策会議などで情報を共有しております。

**○須貝委員**

それで、今お話がなかったところで、例えば新しい発見ということで、私も見えて、空き家の問題が書いてあったり、それから、今回マイナンバーカードについて、もっと利便性をよくしたほうがいいという、ほかの都市との差が出ていたなど。それから、気がつかなかったのですけれども、JRの車窓、すばらしい海が見える車窓が汚れている、こういうのはマイナスなのではないかみたいなお話も出ていたのですが、こういうこと。それから今、フォローは特別考えていないという話だったのですけれども、こういうアンケートを取るということは、当然、我々にフォローをその後してくれるのですよねというような意見もあったように思うのですが、これについても一度いただけますか。

**○（総務）企画政策室松尾主幹**

今回のアンケート結果を共有して、施策に反映させることを検討するという形で、回答とさせていただければなんと、今回のアンケート調査については思っております。

**○須貝委員**

それでは、少し利便性を高めるということで、お話をさせていただきたいと思います。それで、JRの快速の件を質問させていただきました。

実は私も議員になってからのこの3年間で、私の周りでも随分、通勤、通学の時間を理由に札幌市への転出があった。さらには今年の大雪によってJRが動かなかったということが、かなりトリガーになって、やはり若い方が札幌市に転出されたのを随分見ました。それで、JRの快速に関する見解をいただいたわけですが、答弁の繰り返しになるかもしれませんが、もう一度見解をいただけますか。

**○（建設）新幹線・まちづくり推進室柳谷主幹**

基本的には、答弁の繰り返しにはなるのですが、現在のダイヤをベースに考えますと、快速列車を増発、また普通列車からの振替、それぞれいろいろ事情が変わると思いますが、朝里駅より札幌市側の市民の方にとっては、快速を直接利用できない、利用する場合は乗換えが必要になるといった側面はあります。その一方でやはり通勤、通学者にとっては、移動時間の短縮となり、速達性の面では有効というふうに考えております。

**○須貝委員**

私は東京都にも横浜市にも神戸市にもいましたので、この通勤電車ということは非常に経験しているのですけれども、何ていうのでしょうか、快速の駅が止まる場所から発展して行って、それ以外のところは普通に乗り継ぎをするということは、実はああいうところでは普通のことなのですけれども、お話も分かります。ただし、私あの中で、もう一つ申し上げたのは、江別市、岩見沢市と連携してというようなお話をさせていただいたのです。岩見沢市も本市と同様に、人口減少で困っている共通点もありますので、ああいうところと連携をして、快速列車を、朝

のダイヤに組み込むということは、かなり効果的ではないかと考えてはいるのですが、もう一度見解をいただけますか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室柳谷主幹

本答弁でも申し上げましたとおり、まずは、本市としてはJRの見解を伺っていきたいというところがあります。担当レベルで、まず両市、江別市、岩見沢市の御意見と伺いますか、快速列車に対しての考えというのを聞いてみたいとは考えております。

○須貝委員

ぜひお願いします。

もう一つ、バスのことなのですけれども、今はコロナ禍で減便しているのに特に感じると思うのですが、やはり通勤している方にとって、夜、札幌市から帰ってきてから自宅に帰るまでのバスという問題があります。

今、特にやはり考えるのは21時台、22時台にバスがうまくJRと連結できていることが重要かと思っているのですが、まずは今、減便が恒常的にこの後も続くものなのか、それからこのバスとのダイヤの調整といいますか、遅い時間のダイヤの組み込みというのに見解いただけますか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室柳谷主幹

まず、現在のダイヤにつきましては、やはりコロナ禍によって利用者が減少しているというところでの減便というふうに向っております。ですので、今後、まずコロナ禍が収まると伺いますか、回復していく過程の中で、利用者がどんどんまた増えていけば、その中で北海道中央バス株式会社とお話はできるものと考えております。

また、ダイヤとの接続については、現在のところも中央バスのほうでは一応考慮されてやっているというところなのですが、いかんせん今、便数が減っておりますし、あと利用実態としては、なかなか厳しいと、夜間の時間はですね。そういった部分については厳しいということ聞いております。

ただ、市としてはやはり、回復状況も踏まえながら、21時以降の増便を含めて、ダイヤ調整との部分も含めて、中央バスとお話をしていきたいと考えております。

○須貝委員

これはバス事業者との交渉もありますので、ぜひこれを考慮して、また交渉をお願いしたいと思います。

次に、学校の誘致に関してお聞きしますが、学校の誘致に関しても人口減少問題等で取り上げさせていただきました。それで、これも実は御承知のとおり、この道央圏の中で札幌市を除いて、人口があまり減っていないところが幾つかあります。その中でやはり私、顕著だな、学校の影響は大きいのかと思って見ているのが、江別市なのですけれども、改めて江別市の学校を調べてみるとすごくいっぱいあるのですが、今、江別市に大学・専門学校を含めてどんな学校があって、どれぐらいの定員がいるのか。

そして一方、小樽市の学校、専門学校、専修学校も含めて、今どれぐらいの定員がいるのかお聞かせいただけますか。

○（総務）企画政策室藤本主幹

江別市内にある大学につきましては、北海道情報大学ですとか、酪農学園大学など、四つの大学があるものと認識しております。専門学校につきましては、メディア教育センターなどがあるものと聞いております。定員につきましては、すみません。江別市の部分については把握してございません。

一方、小樽市内の大学ですとか、専門学校につきましては、小樽商科大学、北海道職業能力開発大学のほか、看護師や歯科衛生士を養成する学校などがございます。

市内の主な大学、専門学校の募集定員についてですけれども、小樽商科大学につきましては、一番多くて1学年515名、大学院につきましては、修士課程が10名、博士課程が3名の13名、アントレプレナーシップ専攻が35名となっております。

次に、北海道職業能力開発大学校につきましては、四つ学科がございまして、合計で95名という形になってございます。また、専門学校等につきましては、小樽市立高等看護学院が30名、小樽看護専門学校が40名、小樽歯科衛生士専門学校が33名という形になってございます。

**○須貝委員**

若い世代の方々、学校というのは非常に交流人口に関しても、非常に大きなインパクトがあると思っています。この中で、代表質問の答弁では前向きなお話をいただきましたけれども、サテライトキャンパス、それから新たな専門学校の誘致というのをぜひ検討いただきたいなど。官民挙げての誘致活動をぜひお願いしたいということで、お願いということでお話をさせていただきたいと思います。

次に、関係人口、交流人口の拡大ということでお聞きします。

まず、地域おこし協力隊というのがあると思うのですが、これについて御説明いただけますか。

**○（総務）企画政策室島谷主幹**

地域おこし協力隊につきましては、平成21年度から総務省で実施している制度で、趣旨としましては、人口減少や高齢化等の進行が著しい地域において、人材を積極的に誘致し、定住定着を図る、また都市住民のニーズに応えながら、地域力の維持・強化に資するものです。

概要としましては、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住み、生活の拠点を移した者を地方公共団体が地域おこし協力隊員として委嘱し、隊員は地域に居住して、地域ブランドや地場製品の開発、販売、PR等の地域おこしの支援や農林水産業への従事、住民の生活支援などの地域協力活動を行いながら、地域への定住定着を図る取組で、隊員の活動期間はおおむね1年から3年以下。財政措置としましては、活動に要する経費として、報酬費も含めて隊員1人当たり上限480万円の特別交付税の措置があるものです。

**○須貝委員**

国の目標では、隊員数を8,000人に増やす目標を立てているということで、今お話あったように、国から1人480万円の補助が出ているということです。

では、小樽市の状況はどのようになっているか。それと、協力隊のメリットについてどのように考えるかお聞かせください。

**○（総務）企画政策室島谷主幹**

本市では、これまで導入はいたしておりません。制度のメリットとしましては、地域活動の担い手が減少している地域においてコミュニティの維持につながることや地域にはない斬新な視点による取組が期待できること。都市から地方への定住が促進されることなどであるというふうに言われております。

**○須貝委員**

そういう制度であるのですが、一定数の定住につながるという効果があるとよく言われていますが、結論として、小樽市として、これを検討しないかどうかということの見解をいただけますか。

**○（総務）企画政策室島谷主幹**

これまでも制度の研修会などで制度を活用した自治体のお話などを伺ってきておまして、その中では、制度の目的としては、地域に都市部から新しい人材が入ってくることによって、その地域が活性化するというものですので、どのような人材に、どのような目的をもって、どのようなことに従事してもらうかが重要であり、あくまでも移住定住というのは、その後についてくる結果であるということです。

また、地域に都市部から新しい人材が入ってくる1人の人によって、地域が活性化するということでは、小規模な町村のほうが適している。地域からのニーズをうまく吸い上げなければ地域と隊員の方の思いに食い違いが生じて、うまくいかないなどの意見も聞いておりますので、今後も研修会などがありますので、制度の活用を図っている自治体の情報について、引き続き情報収集してまいりたいと考えております。

○須貝委員

大いに反論はあるのですけれども、今回これでお聞きしておきます。また、機会を改めて深掘りの議論をさせていただきたいと思います。

それでは、移住体験のちょっと暮らし事業について話を変えます。

まず、移住体験事業とはどういうものか。そして、小樽市の状況、利用人数、滞在日数、受入れ施設について、お聞かせください。

○(総務)企画政策室松尾主幹

ちょっと暮らし事業につきましては、本市への移住・定住の検討をされている方を対象に、本市での暮らしを体験していただくことを目的とし、長期滞在者向けプランを提供していただける施設を小樽ちょっと暮らし施設として登録し、市のホームページなどで情報発信するものであります。

現在のちょっと暮らし施設は長期滞在型マンションが2施設、ホテルが5施設、コテージ、一軒家が各1施設の計9施設となっております。

利用状況につきましては、令和3年度のちょっと暮らしの利用につきましては、19件30人、延べ295日間の利用となっております。受け入れた施設につきましては、5施設となっております。

○須貝委員

これらの経済効果はどのように見えていますか。

○(総務)企画政策室松尾主幹

滞在費や市内での消費などが経済効果として挙げられていますが、現在、経済効果については測定しておりません。

○須貝委員

よく言われていることですが、北海道新聞の記事ですが、北海道では圧倒的に釧路市がちょっと暮らしの人数が多くて、1,644人、2位が上士幌町の68人と。さらに、滞在日数でいうと、釧路市で1万7,445日ということで、非常に釧路市は一生懸命やられている現状なのです。私は交流人口として、非常に大きな効果があると見ています。それで、小樽市ではちょっと暮らしのターゲットをどのような方に定めているのでしょうか。

○(総務)企画政策室松尾主幹

本市のターゲットにつきましては、定住を目的とした移住体験やお試し移住の方をターゲットにして、現在行っております。

○須貝委員

ある意味、御夫婦でいらっしゃって、ロングステイのパターンを釧路市は描いているかというふうに思っています。私も今回、小樽市の施設を見ました。ロングステイで自炊できるアパートとか、マンション、さらに家賃との兼ね合いといいますか、そういうのを見ると、もう少しバリエーションが欲しいと思うのですけれども、この点についてはいかがですか。

○(総務)企画政策室松尾主幹

現在、小樽市で、自炊のできるマンションについては2施設が登録されております。釧路市との決定的な違いとして多いと感じている部分につきましては、釧路市については家具家電付きのマンスリーマンションが35件、家具家電のレンタルが可能なマンスリーマンションが6件という形でちょっと暮らし施設に登録されております。小樽市内で、このような同様のマンスリーマンションを実際にインターネットで検索すると、数件程度しかヒットしてまいりません。検索として見当たりませんので、そのような需要に応えられるような施設については、今後も掘り起こしをしていければなというふうに考えております。

## ○須貝委員

これももう少し議論したいところなのですが、ぜひ御検討、そしてまた機会を改めて議論をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

### ◎小樽港の戦略について

質問を変えます。

小樽港の戦略についてということでお話をさせていただきます。

今回、改めて小樽港の戦略についてお聞きをして、答弁をいただきました。とにかく日本海側の物流・交流の拠点として発展を目指すのだということで、非常に揺るぎない信念であるということで答弁をいただきました。私もいろいろ思うところはありますが、ぜひそうであれば、今後は国とのセッションの間で磨き抜いた事業、プランをぜひ提示して、小樽港の発展に、そして小樽港の将来戦略を達成できるようにお願いしたいと思っています。

この中で、あと幾つかお聞きしたいのですが、各プロジェクトを官民連携で進めていくということで、私官民プロジェクトに注目しているのですが、この官民プロジェクトは具体的にはどういう部会があって、どういう目的でやっているのかお答えいただけますか。

### ○（産業港湾）港湾振興課長

官民連携のプロジェクトにつきましては、小樽港の利用促進を目的といたしまして、小樽港貿易振興協議会というものが官民連携で行う協議会としてございます。この中に、小樽港の長期構想の戦略を具体化するために専門部会を令和2年度から設置しております。専門部会は四つございまして、フェリー港の利用促進部会、穀物関連貨物利用促進部会、コンテナ航路利用促進部会、ロシア貿易促進部会の4部会となっております。部会での取組といたしましては、部会で検討テーマを考えておりまして、フェリー航路の部会では、貨物の増加に向けた情報収集を図りつつ、現在コロナ禍で減少した旅客をターゲットとした旅客増を目指す取組について研究をするということになっております。こちらにつきましては、令和4年度、予算をつけて事業を行っているというところでございます。

また、穀物の部会につきましては、穀物を扱うところには保管施設等の設備の現状把握も必要でございますし、また、北海道内で生産されている道産小麦の小樽港からの取扱いの増加に向けた研究なども行っているところでございます。

また、コンテナの利用促進部会におきましては、既存のコンテナ航路、中国の定期コンテナ航路の貨物増を図りながら、新たな航路の開拓の可能性についてなどを研究しているところでございます。

最後に、ロシア貿易促進部会では、現在、サハリン、ウラジオストク中心として貿易を行っておりますが、中古車貨物が多いということで、これ以外の貨物をどうやって増やしていくかということなどを研究しているところでございます。

## ○須貝委員

それで、ソフト面の課題ということで、二つばかりお話しさせていただきたいのですが、新たな航路の開拓ということで、改めて船の動き、神原汽船株式会社のを拝見しました。それで、富山から始まって、青島、上海と行くわけですが、上海から先のASEAN東南アジアへのルートというのは、私は今後重要なのかと思っております。

先ほども部会にもありましたけれども、今、国際情勢が大きく変わる中で、やはり一本足打法と言ったら変ですが、偏るのもあれだというふうに思うのですが、これについてはいかがでしょうか。

### ○（産業港湾）港湾振興課長

中国の定期コンテナ航路の上海以降の考え方ということでございますが、現在直接の航路としては、中国の大連、青島、上海に小樽からは船が行っている形になっております。神原汽船では、東南アジアの船社の方々と協調サービスというのを行っておりまして、そちらを利用すると、現在、東南アジアや中東への貨物の輸送というのも可能

となっております。

**○須貝委員**

リーダーサービスというのですか、ぜひ今後もそういう連携をお願いしたいなと思います。

もう一つ、ハサップの対応についてお聞きしたいと思うのですけれども、国で、2021年の6月から、ハサップが完全義務化されたということで、全ての食品関連事業者に求められているわけですが、これに関して、ちょうど私が見ていましたら、小樽市のホームページで、まさしく今日、締切りで出ていたのですが、本市の応募状況と、それから本市企業にハサップの影響といいますか、あるのかどうかお聞かせいただけますか。

**○（産業港湾）産業振興課長**

本市ホームページで御紹介させていただいております補助金につきましてですが、まずこちらは農林水産省で実施しているものでございまして、輸出をするという際に、ハサップの対応と輸出先の国の基準に対応するものについて、施設の整備ですとか、そういったものに使えるものであります。ただ、こちらにつきましては、今のところ応募はない状況になってございます。

あと、ハサップの影響なのですが、通常、私どもが企業訪問等を行う際に、ハサップの対応について、困っているだとか、そういった話を聞く機会はあまりありません。これは、例えば銭函地域などの食品関連の事業主が既に厳格に衛生管理ですとかをやっているというので、そういうことが考えられますので、今のところ影響は感じられません。ですから、相談等があった場合につきましては、丁寧に対応したいと考えております。

**○須貝委員**

今お話いただいたのですけれども、国が義務化したとなると、海外に輸出する可能性がある食品会社の方々是非常に影響があるのかと思っています。今後助言とか、支援とか、そういうのをぜひお願いしたいなと思います。よろしくをお願いします。

それで、質問を変えますと、今回、改めて港のことを見ていると、官公庁の重要性というのがすごく分かりました。今小樽で見ますと、税関支署であったり、入国管理局、植物・動物の検疫所だったり、いろいろなものがあります。これが小樽からなくなると、ますます厳しい状況になりますので、ぜひとも良好な情報交換等をお願いしたいなと思っています。

それで最後に一つだけ。ガントリークレーンのことなのですが、ちょうどまさしく昨日の北海道新聞に室蘭港のガントリークレーンのケースが出ていたのです。私も実はこれを一番心配してまして、耐用年数が過ぎて、今、メンテナンスをしながら御使用をいただいているということなのですが、今後これを新規整備していくこととも考えていかなければならないと思うのです。

それで、室蘭港の場合には8億円とかというのが出ていましたけれども、今後、小樽市として、ガントリークレーンを整備した場合の収支見通し、それから更新をする判断はいつ頃しなければならないのか。これをお聞きしたいのですけれども、いかがですか。

**○（産業港湾）港湾整備課長**

ガントリークレーンを新設整備した場合の収支見通しにつきましては、現時点におきまして、整備などの収支見通しを検討したものはございません。

また、ガントリークレーンの更新の判断の時期につきましては、ガントリークレーンの主要構造物につきましては、他港の実績ではございますけれども、大体30年ぐらいはもつものと言われております。令和元年度から2年度に実施した工事におきまして、15年経過した電気装置ですとか、機械装置の更新を行っております、これら15年程度は使用できるものと考えておりますので、これらを踏まえ、令和12年頃にはガントリークレーンの更新について、判断していかねばならないものと考えております。

○須貝委員

代表質問の中でも申し上げましたけれども、こういう施設がなくなり、利便性が失われると、今ある需要もほかの港に移ることも考えられますので、ぜひこういったことも考慮に入れながら、大変難しい戦略ですが、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。何より、今回港湾については、たくさんの資料を御準備いただいて、大分ディスカッションをさせていただいた皆さん、本当にありがとうございます。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

立憲・市民連合に移します。

---

○佐々木委員

◎公園の管理について

私からも公園の管理について何点か伺いたいと思います。

今年は、非常に雪の多い年でしたけれども、それにもかかわらず、市道の雪の除排雪については、非常によかったと町内会から感想をいただいております。本当に感謝しておりました。一方、市道の雪の置き場所、雪堆積場所の一つについて、市では街区公園、それから近隣公園などを使用していますが、気になる点が何点かありましたので、市民からの指摘もありましたものですから、何点かお聞きしていこうと思います。

まず、雪堆積場所についてなのですが、市内で公園を雪堆積場所に使っているのは何か所ありますか。

○（建設）維持課長

令和3年度において、公園及び緑地を雪堆積場として使用していた箇所につきましては、71か所となっております。

○佐々木委員

そうした雪堆積場に使う場合の利用の際の要領、留意点などについても説明願います。

○（建設）公園緑地課長

堆積場所として利用する際の要領、留意点につきましては、除排雪を担当しております維持課に対しまして、前年度における施設の損壊状況を踏まえ配慮が必要な点を伝えておりますが、堆積場所とすることについて、町内会や公園愛護会への周知は実施していないところであります。

○佐々木委員

町内会、個人、公園愛護会等からは、こういう件で、何か要望が寄せられていることなどはありますか。

○（建設）公園緑地課長

個人や町内会、愛護会からの要望の内容につきましては、損壊した施設の復旧のほか、残っている雪や石の撤去などについて要望を受けているところでございます。

○佐々木委員

まさに今挙げていただいたような件についての要望等が私のところにも来ておまして。愛護会の方も雪堆積場所として使われるということについては、理解はされています。しかし、この春が特別なのか、毎年なのか分かりませんが、市内各所の公園で雪解け後、石やコンクリート片などが散乱している状況が非常に目についた。そういうお話が私も現に見ましたし、そういう状況が続いていました。

市として、こういう公園の点検、それから現状把握、特に公園に設置している遊具や設備など、点検していると

思うのですが、時期や回数についてまず伺いたいのですが、いかがでしょうか。

○（建設）公園緑地課長

公園施設の点検時期と回数につきましては、毎年5月中旬頃に、専門業者による遊具の法定点検を実施しているほか、公園施設パトロールや除草、清掃などの際に、目視点検を随時実施してございます。

○佐々木委員

その際に、例えば先ほど言ったような石が公園に散乱しているだとか、コンクリート片が混じっているだとか、そういう状況というのは、点検できないものなのでしょうか。

○（建設）公園緑地課長

雪解け後の公園施設の確認につきましては、遊具の冬囲いの撤去や取り付け作業などの際に施設全体の目視点検を実施してございます。

○佐々木委員

それにもかかわらず、そうした石、かなり大きな石が散乱している公園もありました。そういうものが見逃されているというのが少し不思議なのですけれども、地域の愛護会の方の捉えとして、点検しているとおっしゃるのだが、そういうふうにかくさん落ちたままになっていると。愛護会に処理させるから、放っておいたのかと思われてしまうというのが少し残念なところなのです。雪に混じって石ころやごみが搬入された結果、置き去りになったものだから、雪解け後にいち早く搬入したものを処理されるべきだし、当然これは市の責任で処理すべきものと思っ  
ていらっしゃるし、私もそのように思います。これらの状況について市としてどのように受け止めるのか。また、今後の対応についてどうするのか、伺っておきたいと思います。

○（建設）維持課長

雪解け後に散乱している石ですとか、そういったものの処理の遅れについての御指摘でございますけれども、雪解け後に損壊した施設の復旧ですとか、残った石や砂などの除去について、時間を要しているというのは事実でございます。今後の対応についてということでございますけれども、融雪除去を即時に把握するということがなかなか難しいという点もございしますが、対応が必要な箇所が多数ある場合について、どうしても時間がかかってしまっているというのが現状としてはあるのです。対応までに時間がかかってしまうことにつきましては、御理解いただきたいところではあるのですけれども、まずはできるだけ速やかに対応できるように、パトロール等も含めて対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○佐々木委員

大変お忙しいのも分かるし、雪が解けたらいろいろやらなければならないこと、そういうのも出てきているというのも分かるのですけれども、その上で、少し言わせていただければ。やはり石がまだ遅れてある。だけれども、どんどん雑草は伸びてくるわけです。その雑草を刈るのは公園愛護会が刈るわけです。この後、質問の続きの話に入っていくのですけれども。

まず一つこの段階でお願いしたいのは、やはりそういう公園のことについて、市民や公園愛護会から言われてから、こういう要望が来たからというのではなくて、公園緑地課と維持課が連携して、自発的、機能的に取り組んでほしいということをお願いしたいと思うのですが、まずこのことについて。

○（建設）公園緑地課長

自発的、機能的な取組につきましては、これまでも維持課と連携し、早期の施設復旧に取り組んでまいりましたが、さらなる迅速な対応に向け、連携を密にとってまいりたいと考えてございます。

○佐々木委員

ひょっとするとすごく無理なことをお願いしているのかもしれないけれども、でき得る限りその辺はよろしくお願  
いしたいと思います。

2点目、2日目の共産党の御質問の中にもありました公園愛護会について、私からも若干お話を伺わせてください。

本市での公園愛護会を組織化した経緯と目的について、説明をお願いします。

○（建設）公園緑地課長

公園愛護会を組織化した経緯と目的につきましては、本市で組織化された経緯は不明ですが、昭和37年建設省の「都市公園の管理の強化について」という通達の中で、公園愛護団体の結成等による管理、強化の必要性が示され、都市公園の増加とともに愛護会も全国に広まっていったものと思われます。

次に、愛護会の目的につきましては、公園を安全かつ楽しく利用できるように、本市と市民が協力して適正な公園管理を行うとともに、公共施設愛護の精神を高揚することを目的としております。

○佐々木委員

すみません、もう少し基本的な話を聞かせてください。愛護会の具体的な活動内容はどのようなものになりますか。

○（建設）公園緑地課長

愛護会の具体的な活動内容につきましては、除草、清掃、施設の点検連絡、公共施設の愛護思想の普及などでございます。

○佐々木委員

公園のトイレの清掃やトイレットペーパーなどの備品設置等はどうしていますか。

○（建設）公園緑地課長

公園のトイレにつきましては、利用実態に応じ、週1回から6回の清掃をシルバー人材センターに委託しており、施設に異常があれば連絡をいただくこととしております。

トイレットペーパーなどの備品につきましては、手宮緑化植物園休憩所と長橋なえぼ公園の森の自然館のトイレにはトイレットペーパーを配置しているところでございます。

○佐々木委員

ということは、私の知っている地域の公園で、トイレットペーパーがついているところは、そのところで、自分たちでつけているということなのですか。

○（建設）公園緑地課長

先ほど申し上げたトイレ以外で、トイレットペーパーがついている箇所につきましては、町内会ですとか、そういうボランティアの方とかが設置いただいているようでございます。

○佐々木委員

草刈りを定期的にしなければならない公園の数は幾つですか。

○（建設）公園緑地課長

今、手元に資料がなくて、申し訳ございません。

○佐々木委員

後でお聞かせください。

愛護会が設置されていない公園の管理はどのようにされていますか。

○（建設）公園緑地課長

愛護会が活動されていない公園では、直営や委託によりまして、定期的な清掃、除草などの維持管理を実施しているところでございます。

○佐々木委員

公園愛護会の活動に対しての市の対応、それからスケジュールについてお聞かせください。

○（建設）公園緑地課長

市の対応、スケジュールにつきましては、愛護会の活動期間は4月1日から11月15日までの7か月半となっております。本市では、年度当初に貸出し用の草刈り機の整備点検を行い、動作確認や燃料の給油を行っております。

また、活動中に、貸与いたしました草刈り機に異常があった場合の修理や燃料補給にも随時対応してございます。毎年6月初旬には、連絡会を開催し、愛護会の概要のほか、維持管理作業や遊具の更新、トイレの洋式化の前年度実績と当該年度の予定などについて説明し、愛護会からの要望や相談も受け付けております。11月中旬に、活動実績報告書などを配布し、12月上旬までに提出いただいて、年内には報償金をお支払いするよう努めております。

○佐々木委員

続けて、経費について少し伺っておきたいのですが、現在、一愛護会に支払われる補助金額は幾らかということ、先週までの質問を聞いていると、1万円プラス公園の面積1平方メートル当たり8円を乗じた金額を出されるということでしたが、これは補助金ではなくて、報償金ということだったと思うのですけれども、補助金、助成金ではなくて、報償金としているのはなぜなのか、分かればお聞かせいただきたいのですが。

○（建設）公園緑地課長

報償金としてございますのは、公園を除草ですとか、清掃いただいていることに対する謝礼という意味合いで報償金という取扱いにしているものと考えてございます。

○佐々木委員

報償金の金額は、設立当初からどのように推移していますか。変化があれば、その理由もお聞かせください。

○（建設）公園緑地課長

報償金の推移につきましては、公園愛護会が設立された昭和58年から平成20年までは不明であります。平成21年以降は現在と変更はございません。

○佐々木委員

報償金ということですから、例えば草刈り機や芝刈り機に使う燃料代のことを、例えばそれが50%以上価格が値上がりしていますよとか、機材も上がっているし、それから消耗品、例えば私が公園の草刈りに1回行くと、その場で軍手と手拭いとアイス1本がもらえるのです。そういうものについても、全部値上がりしていますよね。それを多分報償金と言われる中から出していると思うのです。

この報償金の在り方について、このまま変えないでいくのか、もしくは物価の値上がりだとか、そういうものに合わせて少し考えるのか、その辺のところについての考え、今後についてお聞かせください。

○（建設）公園緑地課長

報償金の今後の在り方ということかと思えますけれども、先ほど御答弁いたしました。報償金は謝礼という意味合いでお支払いしておりますので、かかった経費分を賄う性格のものではないと考えておりますけれども、愛護会が燃料を負担されている事例もございますので、燃料につきましては、先ほど御答弁申し上げましたように、本市からの支給という形がとれるものですから、このような本市が行っている支援の内容について、改めて愛護会に周知いたしまして、そのような支出がないようにしてまいりたいと考えております。

○佐々木委員

報償金ということで当分そこを変えるつもりはないというお話だったと思います。そういうことで、ただ諸物価については、どんどん値上がりしているという中でのことですから、そういうことも少し考えていただければいいと思います。手伝う人がいなくなってしまうら終わりなものですから、その辺は考えてほしいですし、先ほど混合油ですか、オイル、現物支給していますというお話がありました。だけれども、現物を市が支給をしているという話を愛護会の人で知っている人はすごく少ないのです。そういうことについては、きちんと周知していただきたいのです。6月に説明会も開かれているというお話でしたから、その辺のところをよろしくお聞かせください。

ます。

次に、問題点、課題について、話をさせてください。

十数年前に、先ほどお話にあった説明会の中で、草刈り中の負傷や器物破損に関わる補償について質問があったそうです。した方にも伺いました。それについて、明確な御回答はまだもらっていないという話だったのです。先ほどお話があったように、石や何かが取り切れない。取るのが遅くなる。草は伸びる。草刈りする。そうすれば草刈り機で石を跳ねてけがをすると。結構大きなけがにつながるおそれがあります。そういう場合、一体どうするのだということなのです。

普通の場合、そういう事故が発生すれば、当然保険に入っているだとか、補償があるとか。そういうことがあるのですけれども、愛護会の活動での事故の発生に対して、市として先ほどの質問にもありましたが、どのような対応をするのかと。しているのかというあたりについて、御答弁をお願いします。

#### ○（建設）公園緑地課長

活動中の器物損壊や活動されている方がけがをされた場合の本市の対応につきましては、保険制度がまずございまして、活動中、第三者にけがをさせた場合や器物を損壊した場合には、本市が加入しております全国市長会市民総合賠償補償保険が適用となります。御自身のけがにつきましては、町内会が加入する道町連共済が適用となりますが、これらのことについても、愛護会の皆様には、これまで周知をしたことがございませんでしたので、こちらについても、早急に周知してまいりたいと考えてございます。

#### ○佐々木委員

そういう制度に入っている。そういう保険があるのだということが知らされていないものですから、多分けがしたときに自分でお金を支払ったという人もいるのではないかと思います。それについては、先ほどの話と一緒にきちんと周知をしていただきたいというふうに、これについては重ねてお願いをしておきたいと思えます。

最後になりますけれども、公園を取り巻く様々な問題があります。最近いろいろなトラブルもあります。相談というのは、市民にとって、公園は身近なために、いろいろなことが今きっと出てきていると思うのです。カラスの巣のこともあるでしょう、きっと。いろいろなそういうことについて、それぞれの例えばカラスはどこどこか課に行つてとか、何だかが公園で起きたけれども、この問題についてはあちらに行つてとかというのは、市民にとっては、非常に大変なことになるということなので。公園緑地課は公園について何かあったときのワンストップ窓口で、そういうふうに今までもきっとしていただいていると思えますけれども、ワンストップ窓口としての機能を果たしていただきたいと、最後をお願いするのですが、そのことについてよろしくをお願いします。

#### ○（建設）公園緑地課長

相談等の窓口につきましては、公園緑地課では公園施設や利用に関する要望、相談を受け付けており、市のホームページでは、Q&A形式でカラスの巣の撤去や公園利用で届けが必要なものなどを掲載してございます。今後におきましても、市民の皆さんからの要望、相談に対し、丁寧な対応を心がけてまいりたいと考えております。

#### ○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

以上をもって、質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後3時39分

再開 午後3時54分

#### ○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、直ちに採決いたします。

議案はいずれも可決と決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

閉会に先立ちまして、一言御挨拶申し上げます。

当委員会におきまして、付託された案件はもとより、行政各般にわたり、熱心な御審議を賜り、委員長としての任務を全うすることができました。これも、須貝副委員長をはじめ委員各位と、市長をはじめ説明員の皆様の御協力によるものと深く感謝いたしております。

意を十分尽くしませんが、委員長としての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

当委員会は、これをもって閉会いたします。